

「地域密着型介護老人福祉施設」重要事項説明書

小規模特別養護老人ホームみのりの森

当施設は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 0892500109)

当施設は利用者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として常陸大宮市に住所がある方で、「要介護3」以上と認定された方が対象となります。
※やむを得ない事情がある場合、「要介護1・2」の方の入所も可能です。

◇◆目次◆◇

◇1. 施設経営法人	1
◇2. 利用施設	1
◇3. 居室の概要	2
◇4. 職員の配置状況	2～3
◇5. 当該施設が提供するサービスと利用料金	3～9
◇6. 緊急時等における対応方法	9
◇7. 事故発生の防止及び発生時の対応	9
◇8. 非常災害対策	10
◇9. 衛生管理等	10
◇10. 虐待防止について	10～11
◇11. 身体拘束について	11
◇12. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	11～13
◇13. 苦情の受付について	13
◇14. 第三者による評価の実施状況	13

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 若葉会
- (2) 法人所在地 茨城県常陸大宮市鷹巣 2 2 4 3 番地の 1
- (3) 電話番号 0 2 9 5 - 5 3 - 7 8 7 8
- (4) 代表者氏名 理事長 茂垣 裕
- (5) 設立年月日 昭和 4 6 年 3 月 2 5 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 地域密着型介護老人福祉施設 常陸大宮市指定第 0892500109 号

(2) 施設の目的

地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 小規模特別養護老人ホーム みのりの森

- (4) 施設の所在地 茨城県常陸大宮市鷹巣 2 2 4 3 番地の 1

- (5) 電話番号 0 2 9 5 - 5 3 - 7 8 7 8

- (6) 施設長（管理者）氏名 茂垣 きよ江

- (7) 開設年月 平成 2 4 年 7 月 5 日

- (8) 入所定員 2 9 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。ご入居される居室は全室個室でトイレ付きの部屋もございます。

居室・設備の種類	室 数	備考
個室	28室	従来型個室
特別室(トイレ付)	1室	従来型個室
計	29室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴室	1室	機械浴・一般浴
医務室	1室	
静養室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、地域密着型介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者様に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 数
1. 施設長（管理者）	1 名
2. 介護職員	12 名以上
3. 生活相談員	1 名
4. 看護職員	1 名以上
5. 介護支援専門員	1 名
6. 医師（非常勤）	1 名
7. 管理栄養士	1 名
8. 機能訓練指導員	1 名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 医師	毎週 水・土曜日
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：00～9：00 4名 日中： 9：00～19：00 夜間： 19：00～7：00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：30～ 17：30 1名

☆土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 - (2) 利用料金の全額をご利用者様に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～

③ 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・理学療法士の指導により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

サービス利用料金(1日あたり) 【負担割合1割の場合】

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,000 円	要介護度 2 6,710 円	要介護度 3 7,450 円	要介護度 4 8,170 円	要介護度 5 8,870 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,400 円	6,039 円	6,705 円	7,353 円	7,983 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	600 円	671 円	745 円	817 円	887 円

サービス利用料金(1日あたり) 【負担割合2割の場合】

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,000 円	要介護度 2 6,710 円	要介護度 3 7,450 円	要介護度 4 8,170 円	要介護度 5 8,870 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,800 円	5,368 円	5,960 円	6,536 円	7,096 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,200 円	1,342 円	1,490 円	1,634 円	1,774 円

サービス利用料金(1日あたり) 【負担割合3割の場合】

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,000 円	要介護度 2 6,710 円	要介護度 3 7,450 円	要介護度 4 8,170 円	要介護度 5 8,870 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,200 円	4,697 円	5,215 円	5,719 円	6,209 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,800 円	2,013 円	2,235 円	2,451 円	2,661 円

加算料金

加算	利用料	負担1割	負担2割	負担3割	算定回数等
日常生活継続支援加算	360円	36円	72円	108円	1日につき
若年性認知症入所者受入加算	1,200円	120円	240円	360円	1日につき
外泊時費用	2,460円	246円	492円	738円	月6日限度
初期加算	300円	30円	60円	90円	1日につき(入所日から30日以内の期間)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円	22円	44円	66円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円	18円	36円	54円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円	6円	12円	18円	1日につき

加算	利用料	負担1割	負担2割	負担3割	算定回数等
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数【基本サービス費に各種加算を加えた1月当りの総単位数】に14.0%を乗じた額	利用料の1割	利用料の2割	利用料の3割	1月につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数【基本サービス費に各種加算を加えた1月当りの総単位数】に13.6%を乗じた額	利用料の1割	利用料の2割	利用料の3割	1月につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護報酬総単位数【基本サービス費に各種加算を加えた1月当りの総単位数】に11.3%を乗じた額	利用料の1割	利用料の2割	利用料の3割	1月につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	介護報酬総単位数【基本サービス費に各種加算を加えた1月当りの総単位数】に9.0%を乗じた額	利用料の1割	利用料の2割	利用料の3割	1月につき

◇当施設の居住費・食費

居住費・食費については、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

日額

対象者			負担段階	居住費(居住の種類により異なります)		食費
				多床室 (相部屋)	従来型個室	
生活保護受給者			要件なし			
世帯(世帯を分離している配偶者を含む。)全員が市町村民税非課税	老齢福祉年金受給者	1,000万円 (2,000万円)以下	第1段階	0円	380円	300円
	年金(非課税年金含)収入額+合計所得金額が80万円以下	650万円 (1,650万円)	第2段階	430円	480円	390円
	年金(非課税年金含)収入額+合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円 (1,550万円)	第3段階①	430円	880円	650円
	年金(非課税年金含)収入額+合計所得金額が120万円超	500万円 (1,500万円)	第3段階②	430円	880円	1,360円
・世帯に課税者がいるもの ・市町村民税本人課税者			第4段階	915円	1,231円	1,445円

※食費は1日3食のうち1食でもお召し上がりの場合は、食費の負担額(日額)をご負担いただきます。

※入院・外泊された場合、翌日から6日間は居住費に係る負担額をご負担いただきます。

☆オムツ(紙タイプ)は無料で提供となります。当施設で提供するオムツ以外のものを持ち込むことも可能です。ただし、その場合はご利用者様のご負担となります。

☆洗濯は施設でおこないますが、施設内での洗濯が出来ないものやクリーニングに出した場合は利用者のご負担となります。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) (1)以外のサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者のご負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事：利用者が選定する特別な食事の提供を行なった場合

利用料金：要した費用の実費

②おやつ代 1回につき 50円

③理容・美容にかかる費用

利用者様や家族が指定する理・美容室へかかった場合

利用料金：要した費用の実費（移送を伴う場合は⑨の費用をご負担いただきます）

④電化製品持込使用費用（電気料）

- ・テレビ、加湿器、電気毛布、電気湯たんぽ、エアマットなど 1品 50円／日
- ・その他電気機器（コンセントを使用される電気器具～照明、充電器など）100円／月

⑤レクリエーション活動費用

利用者の希望によりレクリエーション（習字・生け花・絵画・創作活動など）に参加する費用、利用料金は要した費用の実費を負担いただきます。

⑥複写物の交付

利用者及び代理人は、サービス提供についての記録（サービス提供の日から5年間保存）をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき（白黒コピー）10円（カラーコピー）40円

⑦日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者にご負担いただくことが適当であるものに係る費用をご負担いただきます。

利用料金：要した費用の実費（医療費、電話代等）

⑧買い物代行：ご契約者様のご希望で買い物の代行や付添いをいたします。

- ・施設外の商店等での買い物等の代行 1回につき500円
- ・施設外の商店等での買い物等の付添い 1回につき1,000円

（なお付き添いには⑨の移送にかかる費用も負担いただきます）

⑨利用者の移送に係る費用＜片道＞（病院受診・外泊・外出等）

10km未満	1,500円
10km以上～15km未満	2,000円
15km以上～30km未満	3,000円
30km以上	1km100円単位で換算 40kmは4,000円

⑩病院付き添いに係る費用（緊急時等やむを得ない場合）

利用料金：1回 3,000円（移送を伴う場合は⑨の費用もご負担いただきます）

⑪貴重品預かり料（マイナンバーカード・預貯金通帳・印鑑・年金証書等）

利用料金：1ヶ月 2,000円

⑫特別室料（特別室をご利用になる場合）

利用料金：1日 1,500円

⑬利用料口座振替手数料

I-NET 口座振替手数料 77円／件（再引き落としの場合は追加で手数料 77円／件）

⑭契約書第22条に定める所定の料金

利用者様が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	6,000円	6,710円	7,450円	8,170円	8,870円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は月末締めとし、翌月10日頃までにご請求させていただき、20日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）にご指定の口座より振替させていただきます。（別途申込みあり。）また、口座振替の手続きが整わない等の場合には、銀行口座振込かみのり園窓口でお支払い下さい。

（振込先）常陽銀行 大宮支店 普通預金 6348580 口座名義 特別養護老人ホームみのり園 園長 茂垣 きよ江

（4）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者又は代理人の希望により、下記協力医療機関において

診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称及び所在地	常陸大宮済生会病院	常陸大宮市田子内町 3033 番 3
	志村大宮病院	常陸大宮市上町 313

②協力歯科医療機関

医療機関の名称及び所在地	阿部歯科クリニック 常陸大宮市泉 4 4 5 - 3
--------------	----------------------------

☆利用者の病院受診は、家族でお願いいたします。ただし緊急時等、やむを得ず当施設で病院受診を行なう場合には、所定の費用をご負担いただきます。

6. 緊急時等における対応方法

サービス提供時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族、あらかじめ定めている主治医又は医療機関へ連絡します。また、状況によっては救急搬送等の必要な措置を講じます。

7. 事故発生の防止及び発生時の対応

①事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修
- (4) (1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者の設置

○安全管理担当者：生活相談員 萩谷 武史

②事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

③事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

④利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

9. 衛生管理等

①利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

②医薬品及び医療機器の管理を適切に行います。

③当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(4) (1)～(3)のほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

10. 虐待防止について

①事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止のため次の措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) (1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者の設置

○虐待防止に関する担当者：生活相談員 萩谷 武史

- ②事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 身体拘束について

事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う場合があります。

12. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくこととなります。（契約書第16条参照）

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（1）利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、利用様又は代理人から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(2) 事業者からの申出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ①利用者又は代理人が、契約締結時に利用者様の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者又は代理人による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合
- ③利用者又は代理人が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が連続して90日を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤利用者が介護老人福祉施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第21条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、次の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日間以内の入院をされた場合は、退院後再び施設に入所することができます。

②7日間以上3か月以内の入院の場合

7日間以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。
 但し、契約を解除した場合であっても、90日以内に退院された場合には、再び当施設に入所することができます。また、当施設が満室の場合には、短期入所生活介護（ショートステイ）の居室等をご利用いただく場合があります。

③ 3 か月以内の退院が見込まれない場合

3 か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第20条参照）

利用者様が当施設を退所する場合には、利用者又は代理人の希望により、事業者は利用者様の身心の状況、置かれている環境などを勘案し、円滑な対処のために必要な以下の援助を利用者及び代理人に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

13. 苦情の受付について（契約書第26条参照）

当施設における苦情の受付

○当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口（担当者） [職氏名] 生活相談員 萩谷 武史
- ・ 受付時間 毎週月曜日～金曜日
9：00～17：00

○行政機関その他の苦情相談窓口

常陸大宮市 長寿福祉課 介護保険担当	0295-52-1111
茨城県国民健康保険団体連合会介護保険課 介護保険苦情相談窓口	029-301-1565

14. 第三者による評価の実施状況

- 1 あり 実施日 : 年 月 日
評価機関名称 :
結果の開示 : 1 あり 2 なし

② なし

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

地域密着型介護老人福祉施設 小規模特別養護老人ホーム みのりの森
説明者職名 生活相談員 氏名 萩谷 武史 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービス
の提供開始に同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者

住所 氏名 印

代理人（署名代行人）

住所 氏名 印

（利用者との関係）